「高品質抹茶摂取時の機能性の医学的評価」業務委託に係る質問と回答について

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内　　　容 |
| 質問１ | 募集要領にある「６応募書類　（１）提出書類　エ京都府税の滞納がないことの証明」は京都府外の提案者でも提出は必要か。 |
| 回答１ | 地方税法第25条第1項1号に該当する方は不要ですが、それ以外の方は必要となります。  　京都府では、府民へのサービスの基となる税収を確保するため、府の入札参加資格申請時（プロポーザル含む）には、｢府税納税証明書（滞納がないこと）｣の添付をお願いしております。  　｢府税納税証明書｣は、発行日から起算して１年間は、コピーをして提出していただくことができます。  　なお、新たに｢府税納税証明書｣の発行を府税公所等にお求めのときは、以下のワードファイル（府税滞納の有無について）の「同意書」欄に必要事項を記入、捺印して頂き、公募型プロポーザル担当宛て送信頂けましたら、府税滞納の有無について確認（無料）いたします。  公募型プロポーザル担当メールアドレス：rgc-chaken@pref.kyoto.lg.jp  (参考)地方税法  https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\_search/lsg0500/detail?lawId=325AC0000000226#1386 |